



秋田県公報

目 次

ページ

告 示

○県議会臨時会の招集(二三四・財政課)……………1

告 示

秋田県告示第二百三十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三条第三項の規定により、平成二十一年五月二十一日に、秋田県議会臨時会を秋田市に招集し、同条第四項の規定に基づき、付議すべき事件を次のとおり告示する。

平成二十一年五月十四日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 平成二十一年度秋田県一般会計補正予算(第二号)
- 二 秋田県監査委員の選任について
- 三 市町村への権限移譲の推進に関する条例及び秋田県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 四 秋田県病院開設許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 五 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例の一部を改正する条例案
- 六 秋田県警察組織条例の一部を改正する条例案
- 七 平成二十一年度水産基盤整備事業に要する経費の一部負担の変更について
- 八 平成二十一年度林道事業に要する経費の一部負担の変更について
- 九 平成二十一年度急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の一部負担の変更について
- 十 平成二十一年度港湾事業に要する経費の一部負担の変更について

- 十一 交通事故に係る和解について
- 十二 交通事故に係る和解について
- 十三 交通事故に係る和解について
- 十四 交通事故に係る和解について
- 十五 交通事故に係る和解について
- 十六 物損事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 十七 道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 十八 道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 十九 交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubarainsetsu.co.jp
松原繁雄